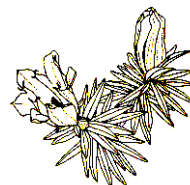


屋久島国立公園だより



2015年2月号

発行：環境省屋久島自然保護官事務所

(屋久島世界遺産センター内)

〒891-4311 屋久島町安房前岳 2739-343

TEL:46-2992, FAX:46-2977, E-mail: RO-YAKUSHIMA@env. go. jp

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性



“屋久島永田浜” ラムサール条約湿地登録 10周年!!

今年の11月8日に、屋久島永田浜がラムサール条約湿地に登録されてから10周年を迎えます。今回はそのラムサール条約について紹介します。

ラムサール条約湿地登録10周年を迎えるにあたり、北太平洋で最大のアカウミガメの産卵地として、世界に認められた“屋久島永田浜”を末永く将来に残していくため、砂浜、ウミガメ、人との関わり方について、改めて考えてみる良い機会かもしれません。

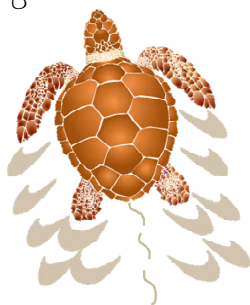


永田浜（いなか浜）のウミガメ

■ラムサール条約って何？

1971年、イランのカスピ海湖畔の町ラムサールで、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択されました。この条約は開催地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。生物多様性保全に関する地球規模の条約としては、もっとも早期に採択されたもので、先駆的な存在となっています。

現在、締約国は168か国あり、日本は1980年に条約に加入しました。



■ラムサール条約湿地とは？

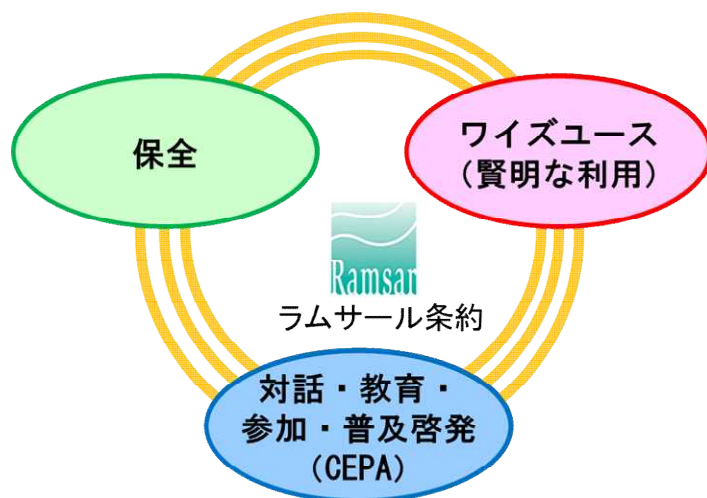
ラムサール条約湿地とは、条約事務局が管理する「国際的に重要な湿地にかかる登録簿」に登録された湿地のことです。条約の締約国は、条約で定められた9つの国際的な基準に沿って、自国の湿地を指定し、条約事務局に通知します。それにより、指定された湿地は、「国際的に重要な湿地にかかる登録簿」に登録され、「ラムサール条約湿地」となります。ラムサール条約では、様々な陸水域や水深6m未満の海域が湿地として定義されており、人工的につくられた水田や遊水池も湿地の1つとされています。

現在、条約湿地は世界に2186ヶ所あり、そのうち46ヶ所が日本にあります。

■ラムサール条約の特徴は？

湿地は、多くの生きものが暮らす場所として重要なだけでなく、その地域の人々の暮らしも支える重要な資源でもあります。ラムサール条約は、湿地の保全とワイズユース（Wise use=賢明な利用）を進めていくことを目的としており、その手段として、対話（情報交換）・教育・参加・普及啓発（CEPA：Communication, Education, Participation and Awareness）を重視しています。

条約の採択当初は、国境を越えて行き来する水鳥の生育地としての湿地の機能に重点が置かれていましたが、現在は水鳥の生育地だけでなく、湿地の様々な役割の重要性が認められています。



自然に親しむ集い

貝ひろいと名前調べ

講師：名和 純

NPO 法人うていーらみやスタッフ。1990 年から琉球列島の海岸貝類相の記録を続けています。現在、ゆりあげ貝ミュージアム（貝の部屋）でゆりあげ貝（打ち上げ貝）の魅力子ども達に伝える活動を展開しています。

共催：環境省九州地方環境事務所、屋久島町、（公財）屋久島環境文化財団、屋久島生物多様性保全協議会

○日 時：平成 27 年 3 月 22 日（日）9：00～12：30（受付 8：45～）

○場 所：田代海岸（貝ひろい）、安房総合センター（名前調べ）

※移動の際、車がない方はスタッフが用意する車をご利用ください。

○参加料：1 人 300 円（保険代）

※ご家族で参加される場合は、2 人目から 1 人当たり 100 円となります。

※当日は「屋久島の海岸貝類相（屋久島生物多様性保全協議会 2013 年 3 月）」を 1 冊 1000 円で販売します。購入希望の方は、当日スタッフにお申し付けください。

○対象者：小学 4 年生～中学生（保護者同伴可）

○募集人数：10 名（先着順）

■集合場所：田代海岸

■解散場所：安房総合センター

■服装・持ち物：動きやすい服装、雨靴、雨具（カッパ、傘）、軍手、持っている方はルーペ（虫めがね）、飲み物等

■その他：小雨決行。荒天の場合でも、安房総合センターで貝の分類体験を行いますので、当日は、集合場所（田代海岸）に集まって下さい。

※参加をキャンセルする場合は、3 月 21 日（土）17 時までに必ず屋久島自然保護官事務所までご連絡ください。また、当日、急遽参加できなくなった場合は、【Tel：090-5743-8269】まで必ず連絡してください。

★申込方法：電話、FAX、メールのいずれかの方法で、屋久島自然保護官事務所までお申し込みください。FAX 及びメールでのお申し込みは、参加者全員の①住所、②氏名、③年齢、④連絡先電話番号（固定電話及び携帯電話）を必ずご記入ください。

★申込先：環境省屋久島自然保護官事務所（屋久島世界遺産センター）

Tel：0997-46-2992 / FAX：0997-46-2977 / E-mail：RO-YAKUSHIMA@env. go. jp

★申込期間：平成 27 年 2 月 20（金）～3 月 13 日（金）

※恐れ入りますが、定員に達し次第、募集を締め切らせて頂きます。

いきものコラム 第11回 コウベモグラ ～東と西のモグラ合戦～

屋久島で一般的に見られるモグラはこのコウベモグラ。かつては亜種ヤクシマモグラとされていましたが、現在はコウベモグラにまとめられています。同じモグラ属のアズマモグラと本州中部を境に分布域を分けていて、東日本にはアズマモグラが、西日本にはコウベモグラが分布し、屋久島が分布の南限です。そんな両種の分布境界では、分布域をめぐって長年種間競争が続いています。この東西モグラ合戦、大型であるコウベモグラが優勢で、少しずつ東へと分布を拡大させています。（参考文献：日本の動物分布図集 環境省）



モグラ科 コウベモグラ *Mogera wogura*

※「自然に親しむ集い」のお知らせは、屋久島町のご協力により配布されています。